

【京都産学公連携機構 連携事業】

[連携型イノベーション研究開発事業]

課題解決型研究開発促進事業

平成25年度 第2次募集

公 募 要 領



公益財団法人京都産業21

目 次

I. 事業の概要	1
(1)目的 (2)応募資格 (3)公募する事業の対象範囲	
(4)資金支援の規模等 (5)補助対象経費 (6)採択予定件数	
(7)事業の仕組み	
II. 応募資格	5
(1)グループの資格要件 (2)提案者の資格要件	
(3)研究開発提案内容及び研究開発実施体制に関する資格要件	
(4)コーディネータの推薦	
III. 応募手続	7
(1)応募 (2)応募受付期間 (3)提出方法・問い合わせ先	
(4)ホームページの掲載URL	
IV. 審査	9
(1)審査方法 (2)審査基準 (3)ヒアリングの実施及び質問	
V. 採択	10
(1)審査結果の通知 (2)資金支援の方法 (3)資金支援の内容	
(4)支払い (5)その他	
VI. 成果	11
(1)実績報告書 (2)成果の帰属 (3)成果の事業化	
VII. 中間評価・最終評価・フォローアップ評価	12
(1)中間評価 (2)最終評価 (3)フォローアップ評価(追跡評価)	
■ 補足 II. 応募資格(4)関係	13
■ <参考1>京都産学公連携機構について	14
■ <参考2>京都府元気印中小企業認定制度について	15
■ F A Q	16
■ 提案書様式	17

[連携型イノベーション研究開発事業]

課題解決型研究開発促進事業

公募要領

I. 事業の概要

(1) 目的

本事業は、京都府の補助を受けて創設したもので、中小企業が製品化に向けた研究開発において障害となっている技術課題を、大学等研究機関との連携によって解決を図る共同研究グループに資金支援等を行うことで、成果の事業化がより早期に達成され、京都経済の次代を担う新産業・新事業の創出を加速化し、地域経済の活性化を図ることを目的としています。

(2) 応募資格（詳細は「II. 応募資格」（5～7ページ）参照）

本事業には、京都府内の中小企業と大学等研究機関による産学連携グループ（以下「グループ」という。）が応募できます。

※「大学等研究機関」とは、大学、高等専門学校、国立試験研究機関、公設試験研究機関、研究開発を行っている独立行政法人、公益法人のことをいいます。（京都府の内外を問いません。）

(3) 公募する事業の対象範囲

公募の対象は、少なくとも一次試作品の完成等、一定の製品開発に向けた実績があり、その開発過程で発生した技術課題を有し、これを大学等研究機関の技術シーズ・知見等の活用により解決し、事業化に結びつく製品・サービス等の開発とします。なお、既に産学で実施している場合でも、その高度化・加速化のための開発も含まれます。

したがって、本研究開発を開始するための十分な基礎研究、調査等の蓄積があることが前提となります。技術シーズ・知見の研究を本事業の主体とすることはできません。また、事業化のための生産技術等であって、研究開発要素のあるものは含まれますが、研究開発要素の薄い量産設備等の整備事業は含まれません。

(4) 資金支援の規模等

○補助率：1／2以内

○補助金総額：3,000万円以内（採択初年度の上限は1,500万円）

○期 間：1年間（12ヶ月間）

（例：25年度の補助金交付決定を25年12月とした場合）

①25年度：平成25年12月～平成26年3月末日まで

②26年度：平成26年交付決定日～平成26年11月末日まで

※①+②＝12ヶ月間

補助金交付決定後6ヶ月経過頃に研究開発の進捗状況等の評価を行い、継続することが望ましいと判断されるものに限り、以後の資金支援が受けられます。

(5)補助対象経費

補助対象経費は、中小企業と大学等研究機関による技術課題解決の共同研究に要する経費のうち、以下の項目を基本とします。

(研究開発に直接関係のない間接経費は対象外)

費 目	説 明
材料費・消耗品費	研究開発の実施に直接要する資材、部品、消耗品等の購入に要する経費〔例：鋼材、機械部品、電気部品、化学薬品、試験用部品等〕
設備費	研究開発遂行に必要な機械装置・設備、その他備品の製作、購入、改造に要する経費。また、機械装置等と一体となるソフトウェアも含まれます。ただし、研究開発の遂行に必要不可欠な機能、規模と認められるものに限られます。 汎用品の購入を制限するものではありませんが、リースが困難な正当な理由があり、当該研究開発に必要不可欠な機器についてのみ対象となります。
直接人件費	研究開発に直接関与する者（役員、臨時的雇用者を除く）の研究開発従事時間に対応する人件費。時間単価は、最大2,000円を限度として、基本給と諸手当の合計を年間所定労働時間で除した金額と比較して低い方とします。ただし、所定外労働時間は含みません。
委託費	大学との共同(受託)研究契約や法人間で委託契約を締結するもの。要求仕様のみを示し相手方ノウハウにも期待した上での外部への製造委託等（※法人または公的機関との契約に限る）。ただし、研究開発の核となる要素すべてを委託することはできません。
外注費	自社内で加工・製作することが困難な部材や組立、ソフトウェア等について、図面・仕様等を明示した上で外部に依頼する場合に要する経費。
その他直接経費	研究開発に必要な産業財産権の導入・出願等に要する経費、試験費、機器使用料、リース費・レンタル費、ソフトウェア購入費、技術指導受入に要する費用、研究開発成果の完成度を高めるために行う試作品の展示会への出展費用、上記に掲げるもののほか特に必要と認める経費

＜補助対象経費に関する留意事項＞

- 補助対象経費に係る消費税および地方消費税は補助対象外とします。
- 間接経費は、大学等研究機関との共同(受託)研究費に含まれるもの以外は対象外とします。
- 補助事業実施期間中に発注・契約、納品、支払をしたものが支援対象となります。
- 提案に当たっては、必要経費について可能な限り精査した額を計上してください。
必要額を超えた積算をしている場合は、審査上マイナスとなることがあります。
- 設備の導入については、使用頻度、必要性、税負担や維持管理コストも考慮の上、調達方法（リース又は購入）を十分検討して費用を計上してください。

[補助対象外経費の例]

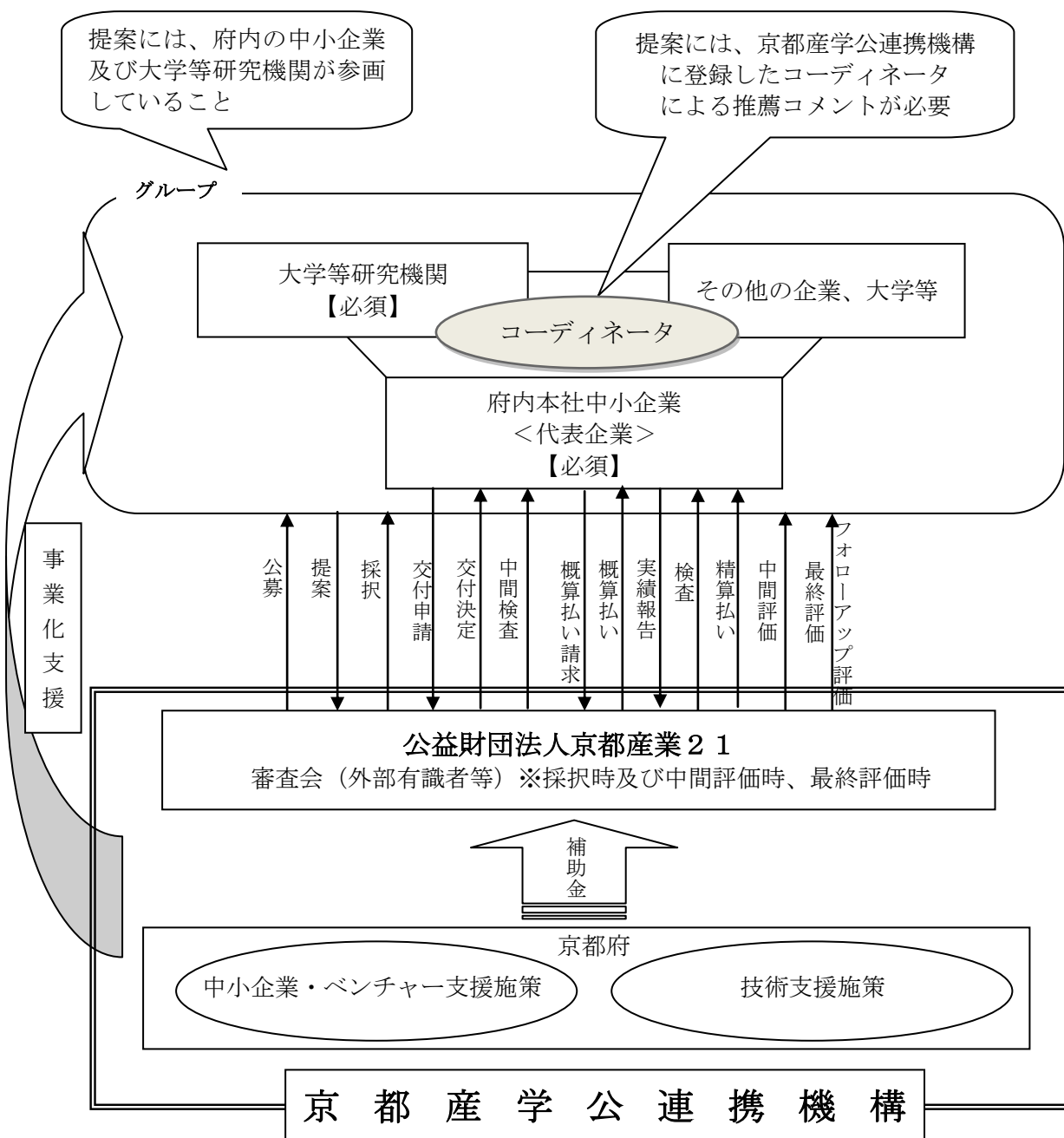
- ・ 通常の生産活動のための設備投資の費用、家賃等
 - ・ 販売を目的とした製品、商品等の生産に係る経費(研究の一環として実施する評価用テスト販売を除く)
 - ・ 不動産の購入費
 - ・ 税務申告、決算書作成等のために税理士、公認会計士等に支払う費用
 - ・ 金融機関などへの振込手数料
 - ・ 旅費、運送料、運搬料
 - ・ 京都府の公設試験研究機関に対する支出、その他官公署に支払う手数料等(印紙代等)
- ※上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費。補助対象可否について不明点がある場合は事前にご相談願います。

(6)採択予定件数

2 件程度

(7) 事業の仕組み

外部有識者等による審査を経て採択します。公益財団法人京都産業21（以下「産業21」という。）は、採択された提案に対して資金支援を行うとともに、京都産学公連携機構（14ページ参照）と連携して、事業化を支援します。



Ⅱ. 応募資格

応募は、以下の要件を満たすグループのみが行えます。

(1) グループの資格要件

京都府内に本社を置く中小企業（以下「府内本社中小企業」という。）と大学等研究機関の参画を必須条件とします。グループ構成員は以下のとおりです。

①府内本社中小企業＜必須＞

- a) 府内本社中小企業の参画を必須とします。ただし、法人格のない個人事業者についても中小企業の参画とみなします。
- b) 参画する府内本社中小企業の役割は、研究開発に必要不可欠な役割を担うなど、主体的な関わりをもって研究開発を推進するとともに、その成果・効用を利活用できることが必要です。

※「本社を置く」とは、原則、提案者の登記簿謄本に記載されていることが必要です。

※ 府外への本社移転や今後移転の検討を開始することが明確な場合は、府内本社中小企業の参画とは認められません。

○中小企業の範囲

資本金基準又は従業員基準のいずれかを満たす企業（但し、注2を参照）であること。

主たる事業として営んでいる業種	資本金基準 資本金の額又は出資の総額	従業員基準 常時使用する従業員の数
製造業その他（下記以外）	3億円以下	300人以下
卸売業	1億円以下	100人以下
小売業	5千万円以下	50人以下
サービス業	5千万円以下	100人以下

(注1)常時使用する従業員には、事業主、法人の役員、臨時の従業員を含まない。

(注2)以下の項目に該当する中小企業を除く。

- ・発行済株式の総数又は出資金額の2分の1以上が同一の大企業の所有に属している法人
- ・発行済株式の総数又は出資金額の3分の2以上が複数の大企業の所有に属している法人
- ・大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている法人

ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。

- ・中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

＜その他留意事項＞

○国や他の自治体等による競争的研究資金において、不正経理や不正受給を行ったことがある企業や、法人税等の滞納がある企業は原則応募資格がありません。

○京都企業創造ファンド（JAICー京都ものづくりVB育成投資事業有限責任組合）において支援を受けている企業については、本事業の補助金交付を受けられない場合がありますので、個別にご相談ください。

○クリエイション・コア京都御車及び同志社大学連携型起業家育成施設(D-egg)に入居の企業については、本事業の補助金交付において制限を受ける場合がありますので、応募の際には個別にご相談ください。

②大学等研究機関＜必須＞

産学連携という政策上の趣旨から、少なくとも1つの大学等研究機関の参画を必須とします。(京都府の内外を問いません。)

③その他の企業

①・②以外の府内大企業・府外企業も参画できます。
その場合、以下の④総括代表者、副総括代表者になることはできません。

④総括代表者、副総括代表者＜必須＞

グループには、総括代表者(以下「プロジェクトリーダー」という。)、副総括代表者(以下「サブリーダー」という。)を置くことが必要です。

プロジェクトリーダーは研究開発の計画、実施及び成果管理を総括する役割で、全体をマネジメントし、研究開発に係る全責任を有する者としてします。

プロジェクトリーダー又はサブリーダーのどちらか1名は、グループの代表企業(府内本社中小企業)が担当してください。

(2)提案者の資格要件

以下の要件を満たすグループの代表企業(府内本社中小企業)と、グループを構成するすべての大学等研究機関、企業が連名で応募してください。

なお、補助事業実施期間中でも以下の要件を満たさなくなった場合、採択の取消しや支援の中止をすることがありますので留意してください。

①研究開発に係る進行管理、経理管理、財産管理等一切の責任を負うこと。(補助事業実施期間終了後も含む。)

②研究開発実施中における不測事態への対応と処理を行い、研究開発を貫徹する能力を有すること。

(3)研究開発の内容及び実施体制に関する資格要件

1)研究開発の内容

①他の公的機関から重複して資金交付を受けていない研究開発であること。

②他社の知的財産権を侵害しないことを確認済みであること。

2)研究開発の実施体制

①プロジェクトリーダー及びサブリーダーの適性

プロジェクトリーダー及びサブリーダーは次のいずれも満たすこと。

a)高い事業化能力を有し、研究開発計画の企画立案並びに実施及び成果管理のすべてについて総括を行う能力を有していること。

b)当該研究開発のために必要かつ十分な時間が確保できること。

②グループの財政的健全性及び管理能力・体制

当該研究開発を遂行できる財政的健全性を有していること。また、グループ構成員相互の関係を調整し、事務的管理及び研究開発成果を活かし事業化する能力を有しており、かつ、そのための体制が整備されていること。

③参加企業の開発体制及び能力

当該研究開発に参加する企業に、研究開発を行うための体制が整備されており、開発能力があること。

④大学等研究機関の体制

当該研究開発に参加する大学等研究機関に、研究開発を行うための体制が整備されていること。

⑤その他

研究開発実施者相互が地理的に著しく離れている場合には、具体的な連携方法が明確であること。

(4) コーディネータの推薦＜必須＞

本事業は、府内本社中小企業が主体となった産学連携の一層の活性化や事業化促進を図るもので、その実効性を高めるため、京都産学公連携機構に登録しているコーディネータによる推薦コメントを必要とします。(13ページ参照)

Ⅲ. 応募手続

(1) 応募

①提案書様式

a) 提案書様式は、本公募要領によるものを使用してください。また、提案書様式は産業21の以下のホームページからダウンロードが可能です。

<http://www.ki21.jp/josei/sangakuko/h25-2/>

b) 提案書の用紙の大きさはA4判、片面印刷でお願いします。

c) 記入は、Word(【様式9】のみExcel)を使用し、判読し易く作成してください。

d) 提案書は日本語で作成してください。

e) 通しページは【様式1】を1ページとし、提案書下中央に打ってください。

※ 提出書類は審査、採択、管理等の本事業に必要となる一連の業務遂行のためにのみ利用し、提案者の秘密は保持します。なお、提案書等の返却はいたしません。
(参考：個人情報保護指針は産業21のホームページで公開しています。)

②必要書類

a) 提案書 2部

b) CD-R 1枚(提案書の内容がすべて入力されたもの。Word・Excelで保存。)

③補足資料

上記のほか、以下の書類が必要となります。

- a) 代表企業の登記簿謄本（履歴事項全部証明書）（2部。うち1部はコピー可。）
 - b) 代表企業の直近の決算（営業）報告書（1期分）又はそれらに準じるもの（2部）
 - c) 代表企業の株主一覧表（出資者及び出資額の一覧が記載されている書類）（2部）
 - d) 企業・大学等研究機関の概要がわかるパンフレット等（2部）
- ※個人事業主の場合は、上記のほか、開業届(写)又は税務申告書(写)（2部）

④注意事項

- a) 提出書類に不備がある場合や、受領後の精査の結果、応募資格がないことが判明した場合は、審査対象とならないことがありますので、ご注意ください。
- b) 他の公的機関の採択等との重複を確認するため、同一テーマ又は類似のテーマを実施又は申請を行っている場合は、【様式2】9. に必要事項を記入してください。

(2) 応募受付期間

平成25年10月11日(金)～11月18日(月) 午後5時必着

(3) 提出方法・問い合わせ先

本公募に係る提出書類は、**郵送又は持参**によりご提出ください。

提出先及び本件に関する問い合わせ先は次のとおりです。なお、問い合わせは、原則電子メール又はFAXでお願いします。

※ 郵送等の際、配達等の都合で締切時刻までに届かない場合がありますので、締切の期限に余裕をもって送付されるようご注意ください。

※ なお、電子メールやFAXによる提出は受け付けません。

＜受付時間：月～金曜日（祝祭日を除く）午前9時～午後5時＞

(提出・問い合わせ)

○公益財団法人京都産業21 連携推進部

〒600-8813

京都市下京区中堂寺南町134（京都府産業支援センター内）

TEL：075-315-9425

FAX：075-314-4720

電子メール sangaku@ki21.jp



【アクセス】JR嵯峨野線「丹波口駅」から徒歩約5分

(提出のみ)

○公益財団法人京都産業21 北部支援センター

〒 627-0004

京丹後市峰山町荒山225

TEL : 0772-69-3675

FAX : 0772-69-3880



(4) ホームページの掲載URL

本公募要領は、産業21のホームページに掲載しておりますので、ご利用ください。

ホームページアドレス <http://www.ki21.jp/josei/sangakuko/h25-2/>

IV. 審査

(1) 審査方法

提案内容の審査は、外部有識者等で構成される審査会で行います。

審査会は非公開で行われ、審査経過及び審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 審査基準

研究開発成果の事業化可能性に最も重点を置き、概ね以下の項目を基に総合的に審査します。

※ 「事業化」とは、製品開発の完了、又は製品開発の完了までの工程中に特に解決困難な技術的課題が想定されない状態、或いは、市販まで至ったものを指します。

1) 課題解決の可能性

中小企業が抱える製品化に向けての研究開発目標を達成するための技術課題が明確に抽出されており、大学等研究機関の技術シーズ・知見等が当該課題の解決に相応しく、適切な基礎研究等の蓄積があり、その活用方法やスケジュールなど、研究計画全体が適切であり、整合性が図られていること。

2) 事業化計画の明確化・妥当性

補助事業実施期間終了後の製造、販売、市場獲得等の事業化計画がその時期を含め具体的であり、かつ、その想定する製品スペックや価格が競合製品に比べて優位性があり、現在及び近い将来の市場動向等から見て妥当であること。

3) 参加企業の事業化能力

グループの中小企業等の資金、人材、技術等の経営資源が十分に備わっていること。また、提案課題に係る大学等研究機関の技術シーズ・知見を適切に活用し事業化できる体制・能力・業態であること。

4) 研究開発費の妥当性

研究開発費提案額が研究開発計画等に照らして妥当であること。

(3) ヒアリングの実施及び質問

公募締切後、提案内容の審査において、必要に応じて産業21と京都府関係者がヒアリングを実施いたします。(その際、資料の提出を求めることがあります。)

※ヒアリングへの推薦コーディネータの同席について制限はありません。

V. 採 択

(1) 審査結果の通知

審査結果については、産業21から文書で代表企業に通知します。この審査結果に関するお問い合わせには応じられません。

(2) 資金支援の方法

採択されたグループの代表企業には、補助金交付申請に基づき補助金を交付決定します。

なお、補助金交付決定により必ずしも資金支援の額が確定するものではありませんので注意願います。

また、代表企業と大学等研究機関には、原則として、交付決定後、共同(受託)研究契約を締結していただきます。

(3) 資金支援の内容

①産業21が支援する補助対象経費は、2ページに記載する費目で、事業化を図るための研究開発に直接必要な経費とします。

②本事業に係る資金支援は、産学の連携により研究開発体制を形成する代表企業に対して資金を提供し、研究開発の推進・具体的事業化を支援するものです。従いまして、事業化等の確実な成果を出していただく必要があります。

③本事業関係者は、この趣旨を十分理解し、効果的・効率的な研究開発に資金を集中し、事業化等に最大限努めるものとします。

④事業の適正な進行管理を図るため、本事業の趣旨に合わない反社会的な行為や公的資金の投入にふさわしくない資金使途が判明した場合、又は研究開発の成果が期待できないと判断されたときは、直ちに資金支援の打ち切り等を行います。

(4) 支払い

支払いは、原則精算払いとします。ただし、必要に応じて年1回程度の概算払いを請求することができます。(概算払いの請求額は、各年度内において1,000万円以内とします。なお、直接人件費に関しては、すべて精算払いとします。)

(5) その他

①採択案件は、プレス発表など必要に応じて研究開発内容の要約を公表します。

②採択案件に係る経理について、その収支の事実を明確にした証拠書類を整理し、補助事業実施期間終了年度の翌年度から5年度間は保存しなければなりません。

VI. 成果

(1) 実績報告書

補助金の交付決定期間終了毎に、実績報告書を提出していただきます。

(2) 成果の帰属

研究開発を実施することにより発生した特許権等の知的財産権等、成果の帰属先は、以下の3項目を遵守していただくことを条件に、グループの構成員となります。

①知的財産権に関して出願・申請の手続きを行う場合、遅滞なく産業21に報告すること。

②補助事業実施期間終了以降、翌年度から起算して5年度までの期間に事業化等による利益が生じた場合は、補助金額を上限として、産業21との調整により本補助金の寄与率、要した減価償却費、運転資本の増加、設備投資等を考慮した基準納付額を算出の上、その利益の1/3を産業21に収益納付すること。

③相当期間活用しておらず、かつ正当な理由がない場合に、産業21が特に必要があるとして要請するときは、第三者への実施許諾を行うこと。

(3) 成果の事業化

成果を事業化することが最大の目標であり、グループ関係者は積極的な事業活動に努めることはもとより、京都府産業支援センター（産業21及び中小企業技術センター）が研究開発案件毎に最大限の支援をします。

Ⅶ. 中間評価・最終評価・フォローアップ評価

(1) 中間評価

研究開発の進捗状況等については、その効率的で効果的な推進に資するため、必要に応じて産業２１と京都府関係者が進捗ヒアリングを行い、資金支援の継続に関する協議を求めることがあります。その際、研究開発の大幅な計画変更と認められる場合や計画全体の大幅な遅延等が予測される場合には、随時、審査会を開催し、変更内容の妥当性や支援継続の可否について評価を行う場合があります。

また、事業開始後６ヶ月程度が経過した際には、外部有識者等で構成される審査会によって実施状況の評価を行います。

なお、評価の結果によっては、計画変更等が支援継続の条件となる場合又は資金支援の打ち切りや支援金額の減額がされる場合もありますのでご注意ください。

(2) 最終評価

補助事業実施期間終了時には、全体計画に照らして、事業化の蓋然性、達成度等、最終評価を行い、その結果を公表します。また、事業展開に支障の無い範囲で、産業２１が開催する成果発表会等に協力していただくことがあります。

(3) フォローアップ評価（追跡評価）

フォローアップ評価（追跡評価）として、補助事業実施期間終了年度の翌年度から５年度間は、その後の事業化の進捗状況や成果の波及効果などについて所定の様式により、報告することが必要となります。

<補足 II. 応募資格（４）関係>

コーディネータの皆様へ

本事業は、府内本社中小企業が主体となった産学連携の一層の活性化や事業化促進を図るもので、その実効性を高めるため、京都産学公連携機構に登録しているコーディネータによる推薦(コメント)を必要としています。また、「コーディネータ」の定義は以下のとおりとしています。

京都産学公連携機構の構成団体のうち、次ページに記載の団体に属して、具体的には、以下のような活動をしている方とします。また、職名は「コーディネータ」に限りません。

1. 大学等の技術シーズ発掘及び企業ニーズとのマッチング
2. 産学共同研究に当たっての適切な外部資金の取得支援
3. 知財マネジメント、技術移転支援(特許戦略、ライセンス等)
4. 事業化支援(製品・商品化、市場導入、ベンチャー立ち上げ等)
5. 産学連携に関する地域内、組織内の連携推進体制等の整備
6. 上記に関連するコーディネート活動の普及、啓発
7. 上記に関連するコーディネート活動を行う人材の育成
8. その他産学公連携等に関連する活動

なお、コーディネータの登録は、随時、京都産学公連携機構において受け付けておりますので、現時点において未登録の方で、ご自身が関与されている産学共同研究の支援を、本制度の活用によりご検討いただける場合は、提案書提出に間に合うよう予め手続きを行ってください。

登録手続きにつきましては、京都産学公連携機構 事務局（TEL：075-229-6455）にお問い合わせください。

日頃の活動の中で、注目している研究テーマ、産学共同研究があれば、支援ツールとして本制度の積極的な活用をご検討いただければ幸いです。

＜参考 1＞

京都産学公連携機構について

京都における産・学・公が、相互の取組を活かしながら一体となって、連携・協働する体制と基盤を構築するとともに、産学公連携による「知の創造」と「知の活用」の好循環を促進することによって新事業や新産業の創出を支援し、京都経済の発展、活力ある地域づくりを実現することを目的に設立。

＜産業支援機関等＞

- | | |
|--------------------|---------------------|
| ○京都商工会議所 | ○京都経営者協会 |
| ○(一社)京都経済同友会 | ○(公社)京都工業会 |
| ○京都府商工会議所連合会 | ○京都府商工会連合会 |
| ○京都府中小企業団体中央会 | ○(公財)京都産業21 |
| ○(公財)京都高度技術研究所 | ○(一社)京都発明協会 |
| ○京都リサーチパーク(株) | ○(公財)関西文化学術研究都市推進機構 |
| ○(公財)生産開発科学研究所 | ○(一社)京都府中小企業診断協会 |
| ○(独)中小企業基盤整備機構近畿本部 | |

＜大学等＞

- | | |
|------------------|-----------|
| ○(公財)大学コンソーシアム京都 | ○京都大学 |
| ○京都工芸繊維大学 | ○立命館大学 |
| ○同志社大学 | ○龍谷大学 |
| ○京都産業大学 | ○佛教大学 |
| ○同志社女子大学 | ○池坊短期大学 |
| ○京都府立大学 | ○京都府立医科大学 |
| ○京都精華大学 | ○京都教育大学 |
| ○京都橘大学 | ○京都造形芸術大学 |
| ○京都市立芸術大学 | ○京都学園大学 |
| ○京都文教大学 | ○京都外国語大学 |

＜公設試験研究機関＞

- | | |
|----------------|-------------------|
| ○京都府中小企業技術センター | ○京都府織物・機械金属振興センター |
| ○京都市産業技術研究所 | |

<参考 2>

京都府元気印中小企業認定制度について (京都府中小企業応援条例に基づく認定制度)

本補助金に採択された府内本社中小企業の提案(事業計画)については、一定の手続きにより、京都府中小企業応援条例に基づく認定を受けることができます。

(詳細は、採択の後、お知らせいたします。)

○認定制度の概要

中小企業者が自社の技術等の「強み」を生かし、得意分野で成長・発展をめざすなど、新たな事業展開を図るために作成する「研究開発等事業計画」を京都府知事が認定する制度

○各種支援施策等

認定された場合、一定の期間、以下の支援施策が利用できます。

- ・ 京都府中小企業融資制度
- ・ 不動産取得税の軽減措置
- ・ 設備投資補助、販路開拓補助の優先取扱い
- ・ 京都府中小企業新技術開発応援制度(中小企業チャレンジ・バイ)

京都府元気印中小企業認定制度の詳細は下記URLからご覧いただけます。

<http://www.pref.kyoto.jp/sangyo-sien/1177388457956.html>

F A Q

Q 1 : 複数の企業や大学が参画することも可能か。
また、複数の企業が参画した場合に、補助金は各社が受けることができるのか？

A : 複数の企業や大学がグループに参画することは可能です。
補助金の交付は、グループの代表企業1社のみとなります。連携する他の企業には、代表企業との契約等に基づき補助対象経費として支出することが可能です。

Q 2 : なぜ、コーディネータの推薦が必要なのか。

A : 府内中小企業の産学連携の活性化や事業化促進を図るため、事前にコーディネータが本来業務の範疇の中で、関与を深めていただくことにより、より適した中小企業と大学等研究機関のマッチング促進等が図られることを期待しています。

Q 3 : 1人のコーディネータが、複数の応募課題に関与（推薦コメント）することは可能か。

A : 可能です。

Q 4 : コーディネータの関与は、応募時のみか。採択後も関与することは可能か。

A : 交付申請における「推薦コメント」のほか、採択後は各年度の実績報告書に、今後のサポート方針等を記載いただきます。その他、進行中や補助事業終了後においても、各機関の本来業務の中で、産学公連携によるプロジェクト形成の促進に向けたサポートを期待しています。

Q 5 : コーディネータを紹介してもらいたいときは、どうすればよいか。

A : 産業21又は京都産学公連携機構にお問い合わせください。

- ・ 産業21 連携推進部 TEL : 075-315-9425
- ・ 京都産学公連携機構 事務局 TEL : 075-229-6455

Q 6 : 京都府中小企業技術センターなど京都府の公設試験研究機関も、「府内大学等研究機関」となるのか。

A : 京都府が本事業に要する資金を補助していることから、京都府の公設試験研究機関（京都府中小企業技術センター、京都府織物・機械金属振興センター、京都府保健環境研究所、京都府農林水産技術センターなど）は、「府内大学等研究機関」とはなりません。